

## 年金保険料の納付がむずかしいときは？ ～保険料免除・納付猶予申請～

①～③はマイナポータルから申請ができます。マイナポータルの利用者登録は1面をご覧ください。

<b>① 免除</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一定の所得以下の人は保険料の全額や一部が免除されます。年金を受け取るための期間には含まれますが、保険料を全額納付したときに比べて将来の年金額が少なくなります。</li> <li>●所得審査対象：本人・配偶者・世帯主</li> <li>●主な必要書類 失業特例を受ける人は離職票や雇用保険受給資格者証など</li> </ul>	<b>② 納付 猶予</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●50歳未満の人の保険料納付が猶予されます。納付猶予の期間は、年金を受け取るための期間には含まれますが、年金額には計算されません。</li> <li>●所得審査対象：本人・配偶者</li> <li>●主な必要書類 失業特例を受ける人は離職票や雇用保険受給資格者証など</li> </ul>
<b>③ 学生 納付 特例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在学中の保険料納付が猶予されます。学生納付特例の期間は、年金を受け取るための期間には含まれますが、年金額には計算されません。</li> <li>●所得審査対象：本人のみ</li> <li>●主な必要書類 在学期間が確認できる学生証や在学証明書、失業特例を受ける人は離職票や雇用保険受給資格者証など</li> </ul>	<b>失業特例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・失業した人の前年の所得を審査対象に含めない特例ですが、申請者の配偶者・世帯主の前年所得は審査の対象に含まれます。</li> <li>・失業理由で申請できるのは、失業日（退職日の翌日）を含む月の前月分～翌々年6月分までです。</li> </ul>	
<b>④ 法定 免除</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害年金（1級・2級）や生活保護を受給している人の保険料が免除されます。保険料を全額納付したときに比べて将来の老齢年金額が少なくなります。</li> <li>●主な必要書類 障害年金受給者は年金証書、生活保護受給者は決定通知など</li> </ul>	<b>⑤ 産前 産後 免除</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1号被保険者の出産(予定)日の前月から4か月間（双子以上の場合は3か月前～6か月間）の保険料が免除されますが、全額納付した扱いとなります。</li> <li>●主な必要書類 母子健康手帳、出生証明書、死産証明証（妊娠85日以上の死産・流産）など</li> </ul>

### 新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な人へ（令和5年6月分まで終了）

新型コロナウイルス感染症の影響により、本人・配偶者・世帯主等が収入源となる業務の喪失や売上げの減少などで所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きによる、国民年金保険料の免除申請が可能です。

①②のいずれにも該当する方が対象になります。①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 ②所得が相当程度まで下がった場合  
 保険料の納付が免除される期間 **申請書が受理された月の2年1か月前～令和5年6月分まで。**  
 申請手続き及び保険料免除基準相当額等については、ねんきん加入者ダイヤルまたは越谷年金事務所に問い合わせてください。

### 被保険者で災害等により被害にあわれた人へ（国民年金保険料免除）

震災・風水害・火災等の災害で大きな被害を受け、保険料の納付が困難な場合は、申請して承認されると国民年金保険料が免除されます。対象期間・対象者の範囲及び申請手続きは、越谷年金事務所に問い合わせてください。



## もらえる年金の種類は？ ～3つの安心・給付制度～

### 老齢基礎年金

65歳になったら生活費の一部として受け取る年金です。受給するためには、**10年以上の受給資格期間**が必要です。希望すれば、繰上げ・繰下げ受給\*できる制度もあります。



#### ※受給資格に含めることができる期間

- 免除や猶予を受けていた期間
- 厚生年金や共済年金に加入していた(第2号被保険者)期間
- 第2号被保険者に扶養されている配偶者(第3号被保険者)期間
- 日本国籍の人が海外に居住していた期間 など

令和5年度支給額	年 額	月 額
<b>満額</b> (480月納付した場合)	<b>79万5000円</b> ※ ※昭和31年4月1日以前生まれの方は 79万2600円	<b>6万6250円</b> ※ ※昭和31年4月1日以前生まれの方は 6万6050円
<b>10年間</b> (120月納付した場合)	<b>19万8750円</b> ※ ※昭和31年4月1日以前生まれの方は 19万8150円	<b>1万6562円</b> ※ ※昭和31年4月1日以前生まれの方は 1万6512円

※繰上げ受給：60歳～65歳で受給開始を早められますが年金額が減額されます。  
 ※繰下げ受給：66歳～75歳（昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳）で受給開始を遅らせることで年金額が増額されます。

### 遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなったときに、**子どもがいる配偶者や子ども**が受け取る年金です。



遺族基礎年金を受給するためには、亡くなった人が**死亡日**前日までに一定期間保険料を納めている必要があります。

令和5年度支給額	年 額	月 額
<b>基本額</b>	<b>79万5000円</b>	<b>6万6250円</b>
<b>子の加算</b> (1人当たり)	<b>2人目まで</b>	<b>22万8700円</b>
	<b>3人目以降</b>	<b>7万6200円</b>
		<b>1万9058円</b>
		<b>6350円</b>

※昭和31年4月1日以前生まれの方は基本額が79万2,600円、月額6万6,050円です。  
 ※子の年齢要件  
 ・18歳になった後の最初の3月31日までの子  
 ・20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子

### 障害基礎年金

病気やけがなどで**一定の障がいの状態になったときに受け取る**年金です。



障害基礎年金を受給するためには、**初診日\***の前日までに請求するための**要件**を満たしている必要があります。

また、障害認定の審査には細かい確認事項や、法令で定められた書類の提出が必要です。

令和5年度支給額	年 額	月 額
<b>基本額</b>	<b>1級</b>	<b>99万3750円</b>
	<b>2級</b>	<b>79万5000円</b>
<b>子の加算</b> (1人当たり)	<b>2人目まで</b>	<b>22万8700円</b>
	<b>3人目以降</b>	<b>7万6200円</b>
		<b>1万9058円</b>
		<b>6350円</b>

※昭和31年4月1日以前生まれの方は1級の基本額が99万750円、月額8万2,562円、2級の基本額が79万2,600円、月額6万6,050円です。

※子の年齢要件  
 ・18歳になった後の最初の3月31日までの子  
 ・20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子

\*初診日：障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日